

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五ヶ瀬町は、住民記録システムにおける特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の漏えい及びその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮崎県五ヶ瀬町長

公表日

平成27年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>(2) 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</p> <p>(3) 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>(4) 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p> <p>(5) 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>(6) 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事及び市町村に対する通知</p> <p>(7) 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への個人番号の生成依頼及び本人確認情報の照会</p> <p>(8) 住民からの請求に基づく住民票コードの変更</p> <p>(9) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p> <p>(10) 個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、(10)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住民記録システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳特定個人情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条、第16条及び第17条 住基法第5条から第8条まで、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10及び第30条の12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二の1から4まで、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37から40まで、42、48、53、54、57から59まで、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101から103まで、105、106、108、111から114まで、116、117及び120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長	課長 甲斐武夫
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地 (0982) 82-1700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地 (0982) 82-1700

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる